



































































































































































































### 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%としております。

その結果、繰延税金資産の金額が20,966千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が20,966千円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。



## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	859.81円	1株当たり純資産額	966.54
1株当たり当期純利益	46.89円	1株当たり当期純利益	107.47
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	

## 1. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
当期純利益	(千円)	539,973	1,237,678	
普通株主に帰属しない金額	(千円)	—	—	
普通株式に係る当期純利益	(千円)	539,973	1,237,678	
普通株式の期中平均株式数	(千株)	11,516	11,516	

## 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
純資産の部の合計額	(千円)	9,902,187	11,130,972	
純資産の部の合計額から控除する金額	(千円)	—	—	
普通株式に係る期末の純資産額	(千円)	9,902,187	11,130,972	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	(千株)	11,516	11,516	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## ④ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,579,362	199,175	109,159	2,669,378	900,473	93,759	1,768,905
構築物	204,300	41,172	727	244,746	179,683	5,446	65,063
機械及び装置	48,380	10,613	310	58,684	44,733	13,405	13,950
車輛運搬具	4,628	—	—	4,628	4,628	—	0
工具、器具及び備品	377,390	62,469	92,374	347,485	262,120	52,208	85,365
土地	1,903,457	121,056	106,632	1,917,881	—	—	1,917,881
リース資産	20,010	3,810	—	23,820	7,812	3,697	16,007
建設仮勘定	13,430	359,493	372,924	—	—	—	—
有形固定資産計	5,150,959	797,792	682,127	5,266,624	1,399,451	168,517	3,867,172
無形固定資産							
リース資産	—	—	—	2,674	—	2,292	382
(その他無形固定資産)							
電信電話施設利用権	—	—	—	1,368	1,350	3	17
電話加入権	—	—	—	27,324	—	—	27,324
無形固定資産計	—	—	—	31,366	1,350	2,295	27,724

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次の通りです。

建物	東部事業所   新社屋	183,794千円
構築物	〃	32,922千円
工具、器具及び備品	P C	41,615千円
土地	東部事業所   新社屋	121,056千円

2 当期減少額のうち主なものは次の通りです。

建物	渋谷区本社	109,159千円
工具、器具及び備品	〃 及びP C	87,883千円
土地	〃	106,632千円

3 建設仮勘定の当期増加額は、各資産の取得に伴う増加額であり、当期減少額は、各資産科目への振替であります。

4 減価償却の方法については、「重要な会計方針(3 固定資産の減価償却の方法)」を参照して下さい。

5 無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	153,523	27,922	18,396	54,661	108,388
賞与引当金	616,138	645,215	616,138	—	645,215
役員退職慰労引当金	189,551	29,722	12,100	—	207,173

(注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の洗替等であります。

2 貸倒引当金期末残高の内訳は、短期債権に対するもの41,018千円、長期債権に対するもの67,370千円であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	9,536
預金の種類	
当座預金	4,507,589
普通預金	416,316
定期預金	100,000
計	5,023,905
合計	5,033,442

## ②受取手形

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
不二建設(株)	113,529
アイサワ工業(株)	89,210
(株)バドインターナショナル	56,493
(株)ホーク・ワン	42,500
(株)伸栄工事	37,900
その他	248,698
合計	588,333

## 期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成26年4月満期	152,664
平成26年5月満期	152,909
平成26年6月満期	149,085
平成26年7月満期	128,084
平成26年8月以降満期	5,590
合計	588,333

③完成工事未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東京瓦斯㈱	2,742,727
静岡瓦斯㈱静岡支社	244,200
東京電力㈱	187,021
東彩設備㈱	145,390
西武電設工業㈱	81,110
その他	2,239,685
合計	5,640,135

完成工事未収入金の滞留状況

平成25年3月期以前	計上額	52,461千円
平成26年3月期	計上額	5,587,674千円
計		5,640,135千円

④未成工事支出金

期首残高(千円)	当期支出高(千円)	完成工事原価への振替高(千円)	期末残高(千円)
2,237,434	30,806,740	30,732,334	2,311,841

期末残高の内訳は次のとおりです。

区分	金額(千円)
材料費	677,227
労務費	20,218
外注費	1,147,872
経費	466,523
合計	2,311,841

⑤商品及び製品

区分	金額(千円)
冷暖房機器他	2,990

⑥原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
ガス管材類	48,791
工具・仮設材	4,809
その他の貯蔵品	3,470
合計	57,071

⑦支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)トシマ	65,428
岡部バルブ工業(株)	49,281
日立空調関東(株)	34,586
TOTOアクエア(株)	29,975
川崎鉄管継手(株)	14,688
その他	55,418
合計	249,378

期日別内訳

期日別	金額(千円)
平成26年4月満期	70,169
平成26年5月満期	73,156
平成26年6月満期	45,543
平成26年7月満期	60,509
合計	249,378

⑧工事未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東京瓦斯(株)	2,284,280
城北興業(株)	103,912
(株)山進工業	64,398
(株)ソーケン	44,595
(株)ユーセツ	43,517
その他	1,691,469
合計	4,232,173

⑨未成工事受入金

期首残高(千円)	当期受入高(千円)	完成工事高への振替高(千円)	期末残高(千円)
788,830	24,250,423	23,897,236	1,142,017

期末残高の内訳は次のとおりです。

区分	金額(千円)
ガス工事	1,111,199
建築・土木工事	30,818
その他	—
合計	1,142,017

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.kyowa-nissei.co.jp">http://www.kyowa-nissei.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

- 2 単元未満株式の買取・買増を含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっておりますので、特別口座に記録されている株式については、特別口座の管理機関である日本証券代行株式会社(東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号)で受付致します。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第65期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成25年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

平成25年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第66期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)平成25年8月9日関東財務局長に提出。

第66期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)平成25年11月14日関東財務局長に提出。

第66期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)平成26年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

平成25年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書

平成26年2月20日関東財務局長に提出



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月20日

株式会社協和日成  
取締役会 御中

## 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 恒 男 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関 端 京 夫 ㊞

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社協和日成の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和日成及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社協和日成の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社協和日成が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

株式会社協和日成  
取締役会 御中

## 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 恒 男 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 関 端 京 夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社協和日成の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社協和日成の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。